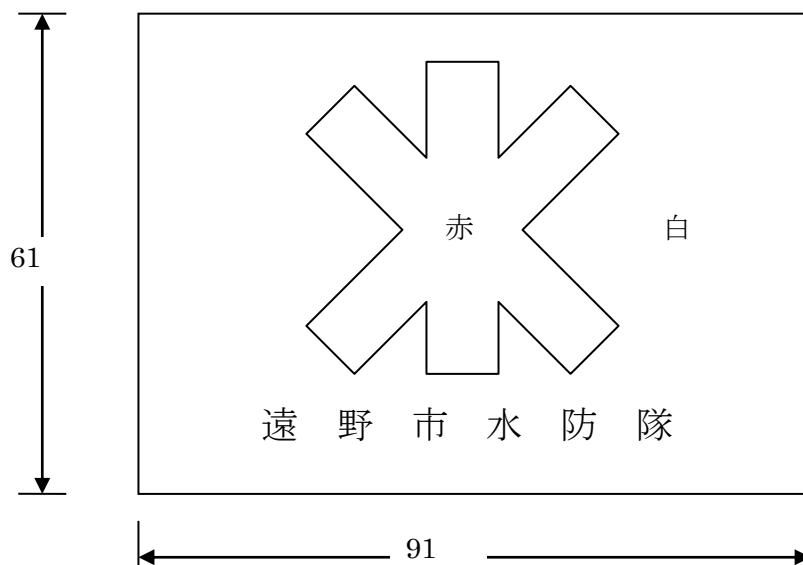


第13章 その他

第1節 優先通行標識

法第18条における標識は、下のとおりである。



第2節 身分証票

法第49条第2項における「身分証票」は、下のとおりとし、市水防隊長以下水防隊員については、消防団員手帳とする。

表

裏

<p>第 号</p> <p>水 防 職 員 証</p> <p>所属機関名 職 氏 名 現 住 所</p> <p>年 月 日生 年 月 日交付</p> <p>所属機関の長</p> <p>氏名 ㊟</p>	<p>注 意</p> <ol style="list-style-type: none">1 本証は水防法第49条第2項による証票である。2 本証の身分を失ったとき、その他不要になったときは必ず返納すること。3 記載事項に変更があったときは、直ぐ訂正を受けること。
---	--

第3節 水防活動実施報告

水防活動を行ったときは、水防管理者は所定の期日までに別表22水防活動実施報告書（P59）を取りまとめ、県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター所長を経由して知事に報告するものとする。

第4節 水防功労者推せん

水防作業において、特に功労のあった個人又は団体について、水防活動終了後速やかに、個人にあつては水防管理者が、団体にあつては県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター所長が別表23水防功労者推せん（P60）により知事に推せんすることができる。

第5節 公務災害補償

水防隊員及び水防従事者が、水防活動に従事したことにより災害を被った場合には、法第6条の2及び第45条の規定に基づき、市町村消防団等公務災害補償条例（岩手県市町村総合事務組合共同処理事務）により補償する。（平成元年4月7日条例第6号）

第6節 水防訓練計画

水防訓練は必要に応じ情報連絡、水門操作、水防工法等の水防活動のほか堤防破損・決壊・流失、越水等を想定し計画的に実施する。